

「原材料価格高騰対応等緊急保証」制度概要

申込人資格要件	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者 (指定業種 545業種に属する事業を行っている中小企業者)						
認 定 要 件	次のいずれかに該当する中小企業者 (イ) 最近3か月間の平均売上高または平均販売数量(建設業においては、完成工事高または受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の平均売上高等と比較し、3%以上減少していること。 (ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造、加工または役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の販売価格の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の割合を上回っていること。 (ハ) 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比較し、3%以上減少していること。(最近3か月における算出が困難な場合は、直近期の決算書における平均売上総利益率または平均営業利益率が、前期と比較し、3%以上減少していること。)						
保 証 限 度 額	2億8,000万円以内(中小企業が組合等の場合は4億8,000万円) 一般保証とは別枠 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">普通保証</td> <td>2億円以内</td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td>8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>特別小口保証</td> <td>1,250万円以内</td> </tr> </table>	普通保証	2億円以内	無担保保証	8,000万円以内	特別小口保証	1,250万円以内
普通保証	2億円以内						
無担保保証	8,000万円以内						
特別小口保証	1,250万円以内						
保 証 割 合	100%保証(責任共有対象外)						
保 証 期 間	10年以内(据置期間1年以内)						
保 証 料 率	年0.8%以下						
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付						
貸 付 金 利	金融機関所定の利率						
返 済 方 法	原則として均等分割返済						
担 保・保 証 人	(担保) 必要に応じて徴求 (保証人) 原則として法人代表者以外不要						
取 扱 期 間	平成20年10月31日～平成22年3月31日						

金融機関及び保証協会の審査がありますので、ご希望に添えない場合がございます。